

調查票丙第五號

(工 識)



昭和 年十二月末日現在

本調査票に記入し番号を付けて得た結果を同一調査票に追加して使用する。但し追加箇数は原則として5回以内に記入する。

二
從業者數

記入注音

從業者には工場主又は之と關係關係なき者で工場の業務に從事するものを含む

事務と技術とを兼ねる者に付ては其の主たる職務に依り何れか一方のみに記入すること

年齢は數々年に依らず滿年に依ること
技術則は皆成工場に於て見て實施し吾等が技術的ニ表示ニ記入すること

其の他の從業者等とは給仕、小使、門衛、掃除夫、貯方、運搬夫其の他工場施設物の修理等に從事する大工、左官等をいふ。

十六歳以上五十歳未満の被保育者に付与する期間中に於ける一人一日の平均数を性别に記入すること

四 兵役關係者數

工長とは火工長、鍛工長、統工長、鍛工長、木工長、機工長、電工長、縫工長、軋工長、磨工長及鍛鉄工長をいふ。

工業調査規則（商工省令第四十九號）

工業調査規則(昭和十四年六月一日施行)
〔商工省令第四十九號〕

九

シテ作成シタル其ノ工場ノ平面圖三種ヲ御附シ翌年二月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ地方長官ニ之ヲ提出スベシ
但シ工場ノ平面圖ハ本則ノ規定ニ基キ既ニ提出シタルモノニ照應更ナギ限リ之ガ漏附ヲ省略スルコトヲ得ム各務
該款工場ノ平面圖ハ各務

卷之三

第一節 政府八人の及物的資源ノ調査ノ爲必要アルトキハ個人
ズルコトヲ得

第五條 第一項ノ規定ニ依リ命セラレタル種告若ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告者ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

ノ祕密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ禁役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第三條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同ジ

同上